

インテグリティ委員会設立

スポーツ界における不祥事

- ・指導者の問題（体罰行為、各種ハラスメント、etc） **2012年12月 桜ノ宮高校バスケット部事件**
- ・プレイヤーの問題（暴力行為、賭博行為、各種ハラスメント、etc）
- ・組織、役員の問題（協会組織のガバナンス問題、各種ハラスメント、etc）

対 応

- 2013（H25）年 4月 **スポーツ界における暴力行為根絶宣言**（公財）日本体育協会（現日本スポーツ協会） 他
- 2015（H27）年 3月 **グッドコーチに向けた「7つの提言」** 文部科学省によるコーチング推進コンソーシアム
- 2018（H30）年11月 **「子どもの権利とスポーツの原則」**（公財）日本ユニセフ協会
- 2014（H26）年12月 「スポーツ・インテグリティ・ユニット」の設置** JSC（日本スポーツ振興センター）
- 2017（H29）年12月 インテグリティ教育の推進** JOC（日本オリンピック委員会）
インテグリティ＝人間力としてオリンピック指定強化選手を対象にカリキュラム作成

JBAとして

目 的

JBAが掲げる【バスケットで日本を元気に】の理念実現に向け、【インテグリティの精神（誠実さ、真摯さ、高潔さ）】に基づき人間力・指導力・組織力を高め、バスケットボールの価値を高めるための指針決定および啓発活動を目的とする。

方 針

オールバスケット、連携・分担、専門性、年代別・成熟度別

JBAとしての喫緊課題「暴力暴言根絶」に向けての対応

①メッセージの発信

**クリーンバスケット、クリーンザゲーム
～暴力暴言根絶～**

- 主題（JBA、トップリーグ・団体共通） 「クリーンバスケット、クリーンザゲーム」
クリーンバスケット・・・バスケットファミリー全員の協力によりバスケットの価値を高める
→**オフコートでのあり方**
クリーンザゲーム・・・試合に関わる選手、コーチ、審判全ての協力で試合の価値を
高める→**オンコートでのあり方**
- 副題（各団体で設定） JBAは「暴力暴言根絶」

会場にバナーの貼付、プログラムへの掲載

②試合中における暴力的行為および暴言に対する対応

**選手に対する暴力的行為および暴言は
テクニカルファウル（C）の対象とする**

競技規則およびガイドラインにおいてもテクニカルファウルとすることに問題はない

競技規則に則りテクニカルファウル2個で失格退場

失格退場に対しては、規律案件とはせず、当該試合のみの対応とする。

ミニルール（U12）にはテクニカルによる失格退場が現段階でないため変更予定

**3月開催、Jr All Starおよび全国ミニで先行実施
4月から、全国で実施**

【テクニカルファウルの対象となる振る舞い（行動・行為）】

1. コーチのプレーヤーに対する暴言

（1）人格、人権、存在を否定する言葉

〈具体例〉 最低、クズ、きもい、邪魔、出ていけ、帰れ、死ね、てめえ、この野郎、貴様

（2）自尊心を傷つける、能力を否定する言葉

〈具体例〉 役立たず、下手くそ、アホ、バカ

（3）身体的特徴をけなす言葉

〈具体例〉 チビ、デブ

（4）恐怖感を与える言葉

〈具体例〉 殴るぞ、しばくぞ、ぶつとばすぞ、帰りたいの？、試合出たくないの？

2. コーチの暴力的（攻撃的・虐待的含む）振る舞い（行動・行為）

（1）殴る・蹴るなどを連想させる行為

（2）プレーヤーと近接（顔の目の前、腕一本分より近い距離）して高圧的威圧的に指導する行為

（3）「おい！」「こら！」と大声でプレーヤーを高圧的威嚇的に指導する行為

（4）継続的、かつ、度を越えた大声でプレーヤーを指導する行為、いわゆる怒鳴りつける行為

（5）物に当たる、投げる、床を蹴るなどの行為

3. 第三者が不快と感じる振る舞い（行動・行為）

（1）不潔な服装、裸足やスリッパでの指導



❧ パワーハラスメントの6類型

次に、パワハラの典型的な行為を6つに類型化したものをご紹介します。
この6類型ですべてのパワハラが網羅されるものではありませんが、自分の言動がパワハラかどうかを考えるうえで1つのめやすになるでしょう。

行為類型	具体例
I 身体的な攻撃	殴る、蹴る、平手打ち(ビンタ)、バットや竹刀で叩く、物を投げつけるなどのほか、直接身体に触れなくても、暴力で威圧する、脱衣・断髪などを強要するなどの行為。
II 精神的な攻撃	プレーヤーの人格や尊厳を否定したり、プレーヤーを差別するような発言をするなどの行為。
III 人間関係からの切り離し	プレーヤーを孤立させたり、存在を無視する態度によって、相手を精神的に追い詰めるなどの行為。
IV 過大な要求	過剰な負荷を設定したトレーニングをさせたり、ケガをしているにもかかわらずプレーを強要するなどの行為。
V 過小な要求	正当な理由なくプレーをさせない、合理性なく能力や経験とはかけ離れた程度の低い練習を命じるなどの行為。
VI 個の侵害	個人情報の流用、プライベートへの過度な立ち入りなどの行為。

どんな処分

になるのか？

帰りたいのか！



はい。警告ね。



いらすとや

登録者等処分規程 処分基準

表 1. スポーツ活動又はこれに準じる活動に関する、身体の接触又は身体への直接的な加害を伴う遵守事項違反

違反行為の程度・結果	処分内容 公認スポーツ指導者／スポーツ少年団
被害者が傷害を負わなかった	資格停止 6 か月／活動禁止 6 か月
被害者が全治 2 週間の傷害を負った	資格停止 1 年／活動禁止 1 年
被害者が全治 1 か月の傷害を負った	資格停止 2 年／活動禁止 2 年
以下のいずれかに該当する ①被害者を退部など当該スポーツ活動の中止に至らせた ②被害者を死に至らしめた ③被害者が全治 1 か月を超える傷害を負った ④被害者が重大な後遺障害が残る傷害を負った ⑤その他被害者の心身に重大な障害を与えた ⑥刑事処分をされた	資格取消／無期の活動禁止

表 2. スポーツ活動又はこれに準じる活動に関する、身体の接触及び身体への直接的な加害を伴わない遵守事項違反

違反行為の程度・結果	処分内容 公認スポーツ指導者／スポーツ少年団
1 回又は 2-3 回の軽微な行為であり、かつ被害者のスポーツ活動に支障が生じるに至らなかった	注意
継続的又は重大な行為であり、かつ、被害者のスポーツ活動に支障が生じるに至らなかった	厳重注意
行為の内容にかかわらず、被害者のスポーツ活動に支障が生じた	資格停止 1 年／活動禁止 1 年
行為の内容にかかわらず、以下のいずれかに該当する ①被害者を退部など当該スポーツ活動の中止に至らせた ②被害者を死に至らしめた ③被害者の心身に重大な障害を与えた ④刑事処分をされた	資格取消／無期の活動禁止

裁定規程 別表

1 暴力(身体に対する不法な有影響力の行使)

事由	譴責	罰金	没収	減給	出場資格の停止 (1年未満)	出場資格の停止 (1年以上)	出場資格の停止 (無期)	職務の停止(1年 未満)	職務の停止(1年 以上)	職務の停止(無 期)	職務の解任	登録資格の停止ま たは再登録の禁止 (1年未満)	登録資格の停止ま たは再登録の禁止 (1年以上)	登録資格の停止ま たは再登録の禁止 (無期)	除名	永久追放
(1)被害者が傷害を負わなかった	●				●	●		●	●		●	●	●			
(2)被害者が全治1か月未満の傷害を負った					●	●	●	●	●	●	●	●※半年以上	●	●		
(3)被害者が全治1か月を超える障害を負った													●※3年以上	●	●	●
(4)被害者が重大な後遺障害が残る程度の傷害を負った													●※3年以上	●	●	●
(5)被害者が死亡するに至った													●※3年以上	●	●	●
(6)加害者が刑事処分をされた													●※3年以上	●	●	●

【考慮要素】

3 その他のハラスメント等の不適切行為:他者に対する発言・行動等が、行為者の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えたりすること。なお、「パワハラ」とは、地位や人間関係などの優位性を背景に、上下関係の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えるまたは周囲の環境を悪化させる言動。

事由	譴責	罰金	没収	減給	出場資格の停止 (1年未満)	出場資格の停止 (1年以上)	出場資格の停止 (無期)	職務の停止(1年 未満)	職務の停止(1年 以上)	職務の停止(無 期)	職務の解任	登録資格の停止ま たは再登録の禁止 (1年未満)	登録資格の停止ま たは再登録の禁止 (1年以上)	登録資格の停止ま たは再登録の禁止 (無期)	除名	永久追放
(1)不適切行為で、被害者およびその周囲の者の本協会における活動環境を悪化させるまでに至らなかった	●				●	●		●	●			●	●			
(2)不適切行為を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者およびその周囲の者の本協会における活動に支障が生じた					●	●	●	●	●	●		●※半年以上	●	●		
(3)不適切行為を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、本協会における活動ができなくなった							●			●	●		●※3年以上	●	●	●
(4)不適切行為を繰り返し、被害者の心身に重大な障害を与えた							●			●	●		●※3年以上	●	●	●
(5)不適切行為を繰り返し、被害者が死亡するに至った							●			●	●		●※3年以上	●	●	●
(6)不適切行為を繰り返し、加害者が刑事処分を受けた							●			●	●		●※3年以上	●	●	●

【考慮要素】

ハラスメントなく
プレーヤーの成長を支援するために

グッドコーチに
なりましょう！

イラスト & ケース スタディー

実践! グッドコーチング

ハラスメントなく
プレイヤーの成長を支援するために

レベルアップ編

〔制作協力〕 スポーツ庁／日本スポーツ協会

〔執筆協力〕 伊藤雅充 (日本体育大学教授)

土屋裕睦 (大阪体育大学教授)

実践！グッドコーチング制作プロジェクト



イラスト & ケース スタディー

実践！グッドコーチング

レベルアップ編

ハラスメントなくプレイヤーの成長を支援するために

PHP